

令和7年第1回定例会

田舎館村議会予算特別委員会記録

令和7年3月7日 開会

3月10日 閉会

田 舎 館 村 議 会

令和7年第1回田舎館村議会定例会予算特別委員会記録目次

◎令和7年3月7日(金)

付託案件	1
出席委員	1
欠席委員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
出席事務局職員職氏名	2
開会及び開議	3
予算特別委員会委員長の選挙	3
予算特別委員会副委員長の選挙	4
議案第5号 令和7年度田舎館村一般会計予算	4
散会	20

◎令和7年3月10日(月)

付託案件	23
出席委員	23
欠席委員	23
説明のため出席した者の職氏名	23
出席事務局職員職氏名	24
開会及び開議	25
議案第6号 令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計予算	25
議案第7号 令和7年度田舎館村後期高齢者医療特別会計予算	26
議案第8号 令和7年度田舎館村介護保険特別会計予算	27
議案第9号 令和7年度田舎館村農業集落排水事業会計予算	30
議案第10号 令和7年度田舎館村下水道事業会計予算	31
議案第11号 令和7年度田舎館村水道事業会計予算	31
閉会	32

令和7年第1回田舎館村議会定例会予算特別委員会記録

日 時 令和7年3月7日（金） 午前9時開会

付託案件

- 議案第5号 令和7年度田舎館村一般会計予算
- 議案第6号 令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計予算
- 議案第7号 令和7年度田舎館村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第8号 令和7年度田舎館村介護保険特別会計予算
- 議案第9号 令和7年度田舎館村農業集落排水事業会計予算
- 議案第10号 令和7年度田舎館村下水道事業会計予算
- 議案第11号 令和7年度田舎館村水道事業会計予算

出席委員（8名）

- 委員 阿 保 勇 人
- 委員 浅 原 尚 子
- 委員 中 山 勝 晴
- 委員 田 澤 隆
- 委員 小 野 正 幸
- 委員 平 川 重 廣
- 委員 品 川 正 人
- 委員 平 田 隆 人

欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|---------------------------------|---------|-----------|
| 村 | 長 | 品 川 新 一 |
| 副 | 村 | 長 金 枝 尚 明 |
| 教 | 育 | 長 工 藤 義 明 |
| 代 表 | 監 査 委 員 | 平 川 正 敏 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 | | 阿 保 則 雄 |
| 農 業 委 員 会 会 長 | | 白 戸 陽 平 |
| 総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | | 阿 保 春 仁 |
| 税 務 課 長 | | 佐々木 貴 詞 |

住 民 課 長	鈴木 勝
厚 生 課 長	竹内 哲也
産業課長兼農業委員会事務局長	工藤 和裕
建 設 課 長	中村 甲一郎
企 画 観 光 課 長	浅利 高年
会計管理者兼会計課長	小野 淳也
学 校 教 育 課 長	上田 貴光
生 涯 学 習 課 長	佐藤 勝彦

出席事務局職員職氏名

事 務 局 長	相坂 朱美
主 査	福士 貴子

議会事務局長（相坂朱美）

おはようございます。

予算特別委員が選任されてから最初の委員会でありますので、田舎館村議会委員会条例第9条第2項の規定によりまして、年長の平川重廣委員に臨時委員長をお願いいたします。平川委員、臨時委員長席へお着き願います。

臨時委員長（平川重廣委員）

改めまして、おはようございます。

ただいま紹介されました平川重廣でございます。年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行うことになりました。委員各位の御協力によりまして、無事任務を果たしたいと存じます。何卒、格段の御支援を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

開会及び開議

臨時委員長（平川重廣委員）

ただいまの出席委員数は8名で、定足数に達しておりますので、予算特別委員会を開会いたします。

予算特別委員会委員長の選挙

臨時委員長（平川重廣委員）

予算特別委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。

委員長の選挙は、投票又は指名推選のいずれの方法といたしますか。

（「指名推選でお願いします」の声あり）

指名推選の声がありましたので、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議ないものと認め、委員長の選挙は指名推選で行うことに決定いたしました。

それでは委員の皆様から、どなたか推選をお願いいたします。

(「平川重廣委員がいいと思います」の声あり)

ただいま平田委員から私、平川を推選していただきましたが、ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、私、平川が委員長に当選いたしました。

委員長（平川重廣委員）

予算特別委員長就任にあたり一言御挨拶を申し上げます。

去る3月3日の本会議において、予算特別委員会が設置され、ただいまの本委員会で委員長の要職に御推挙を賜り、職責の重大さを痛感いたしているものでございます。

審査を付託された案件は、令和7年度田舎館村一般会計予算ほか計7件であります。

皆様方には特段の御協力を賜りますようお願いをいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

予算特別委員会副委員長の選挙

委員長（平川重廣委員）

これより、副委員長の選挙を行います。

委員長において指名したいと思えます。これに御異議ございませんか。

御異議ないものと認め、副委員長に小野正幸委員を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議ないものと認めます。

よって、副委員長に小野正幸委員を選任することに決定しました。

議案第5号 令和7年度田舎館村一般会計予算

委員長（平川重廣委員）

これより、議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第5号から議案第11号までを、順次審査いたします。
議案第5号令和7年度田舎館村一般会計予算を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

予算事項別明細書、歳入第1款村税の質疑をお願いいたします。

第2款地方譲与税の質疑をお願いします。

第3款利子割交付金の質疑をお願いいたします。

第4款配当割交付金の質疑をお願いします。

第5款株式等譲渡所得割交付金の質疑をお願いいたします。

第6款法人事業税交付金の質疑をお願いします。

第7款地方消費税交付金の質疑をお願いいたします。

第8款環境性能割交付金の質疑をお願いします。

第9款地方特例交付金の質疑をお願いいたします。

第10款地方交付税の質疑をお願いいたします。

第11款交通安全対策特別交付金の質疑をお願いします。

第12款分担金及び負担金の質疑をお願いします。

第13款使用料及び手数料の質疑をお願いいたします。

第14款国庫支出金の質疑をお願いいたします。

第15款県出資金の質疑をお願いいたします。

第16款財産収入の質疑をお願いいたします。

第17款寄附金の質疑をお願いいたします。

第18款繰入金の質疑をお願いします。

第19款繰越金の質疑をお願いいたします。

第20款諸収入の質疑をお願いします。

第21款村債の質疑をお願いします。

質疑はありませんか。

歳出、第1款議会費の質疑をお願いします。

第2款総務費の質疑をお願いします。

質疑はございませんか。

第3款民生費の質疑をお願いします。

はい、小野委員。

小野正幸委員

3款1項2目17節の備品購入費についてお伺いしたいと思います。

福祉安心電話は、年度何台ペースを見込んでの予算なのかお聞きしたいと思います。

委員長（平川重廣委員）

竹内厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。この福祉電話の予算ですけれども、2台分の予算を計上してございます。追加で御説明いたしますと、今現在は設置台数32台設置してございます。以上です。

委員長（平川重廣委員）

小野委員、よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

小野正幸委員

当然のことながら32台、今設置されているということでした。年度ごと2台ペースで進んでいくとは思いますが、当然使わなくなった方もあろうかと思えます。その措置といたしますか、その後の処理はどのようなふうに行われていますか。

委員長（平川重廣委員）

はい、厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。使わなくなった電話については、保管してございます。以上です。

委員長（平川重廣委員）

よろしいでしょうか。小野委員。

小野正幸委員

もう一つよろしいですか。

委員長（平川重廣委員）

はい、どうぞ。

小野正幸委員

今、保管されているということでしたので、その保管されているものをまた再利用みたいな形でしながら、さらに予算を計上して、2台ペースで揃えていくといたしますか、保管していくといたしますか、事情があったときにはすぐ対応できるような、そういうふうな形でやっていこうという考えでしょうか。

委員長（平川重廣委員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

お答えいたします。予算としては2台を計上してはるんですけども、その年度に応じては買わない年もございますし、必要に応じて保管台数が少なくなったり、壊れたりしたら買うというふうな形で運用しております。以上です。

委員長（平川重廣委員）

よろしいですか。

他にございませんか。

浅原委員。

浅原尚子委員

3款2項3目18節の医療ケア児保育支援事業費補助金についてお伺いしたいと思えます。この医療ケア児保育支援事業費補助金の内容について詳しくお願いいたします。

委員長（平川重廣委員）

暫時、休憩いたします。

午前9時15分

休憩を解き、会議を再開いたします。

午前9時16分

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

お答えいたします。医療的ケア児保育支援事業の内容ですけれども、医療的なケアが必要、呼吸が困難であったり、そういうふうな形での医療的にケアが必要な児童というか、子どもの保育をするために、保育所の方で看護師を配置して、それに対して国、県、また村が補助して行う事業でございます。ちなみに、光田寺保育園に1人。今年の1月から入所してございまして、7年度以降も入所する予定ですので、7年度の新年度にも計上してございます。以上です。

委員長（平川重廣委員）

浅原委員。

浅原尚子委員

分かりました。ありがとうございます。

委員長（平川重廣委員）

他にございませんか。

浅原委員。

浅原尚子委員

3款2項4目18節の放課後児童支援員等処遇改善事業費補助金についてお伺いをしたいと思います。この補助金ですけれども、指定管理料に含まれないものかお伺いいたします。

委員長（平川重廣委員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。放課後児童支援員への賃金に対しての処遇改善の部分なんですけれども、これについては、指定管理料の中には含まれてなく、別で支給してございます。以上です。

委員長（平川重廣委員）

浅原委員。

浅原尚子委員

指定管理料の中に含むことっていうのはできないんですかね。やはりこのぐらい予算を別に取らないといけないということですか。

委員長（平川重廣委員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

お答えいたします。指定管理料については、あくまでも村が施設の運営に関わる部分での管理料でございます。もちろん確かにその中には人件費もございますけども、この処遇改善については補助金でございますので、別枠ということで支給してございます。以上です。

浅原尚子委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

委員長（平川重廣委員）

他にございませんか。

第4款衛生費の質疑を願います。

第5款労働費の質疑を願います。

第6款農林水産事業費の質疑を願います。

浅原委員。

浅原尚子委員

6款1項3目18節の農業次世代人材投資事業費補助金についてお伺いしたいと思っております。この補助金の内容について、詳しく御説明をお願いいたします。

委員長（平川重廣委員）

産業課長。

産業課長（工藤和裕）

はい、お答えします。農業次世代人材等投資事業補助金につきましては、就農初期の段階の青年就農者に対して、就農意欲の喚起と就農後の安定を、定着を図るための補助金です。以上です。

委員長（平川重廣委員）

浅原委員。

浅原尚子委員

そうすれば、これはこういった回数に限定あるとか、同じ人が違うものを始めるときにはまた支給されるとか、そういう枠っていう、その制限っていうものはあるんですか。

委員長（平川重廣委員）

産業課長。

産業課長（工藤和裕）

制限とかそういうですけども、後継者とかそういうには当てはまらなくて、まるっきり新規で農業をする方に交付、補助するものです。

委員長（平川重廣委員）

他にございませんか。

浅原委員。

浅原尚子委員

そうすれば、続けて同じく6款1項3目18節の新規就農者育成総合対策事業補助金についてお伺いしたいと思います。この内容についても詳しくお願いいたします。

委員長（平川重廣委員）

産業課長。

産業課長（工藤和裕）

お答えします。新規就農者総合対策事業補助金なんですけども、こちらそれこそ経営開始資金として補助するものなんですけども、農業者となる者に対して就農直後の経営確立に資するため、経営開始資金を交付します。これ、4年度に次世代投資資金事業が名称変更さ

れ、今こちらで対応しております。さっきのものは5年経過補助ありますので、4年度からこちらに変わっております。

委員長（平川重廣委員）

他にございませんか。

第7款商工費の質疑を願います。

小野委員。

小野正幸委員

7款1項2目12節委託料についてお伺いします。弥生の里指定管理委託料という項目ございますが、これはどこの部分に当たるのでしょうか。人件費なのでしょうか。それとも後で出てきますけれども、施設等々については別個に管理委託料というのは出ていましたけれども、この委託料というのはどこの部分を指すか。お伺いしたいと思います。

委員長（平川重廣委員）

企画観光課長、どうぞ。

企画観光課長（浅利高年）

お答えいたします。弥生の里指定管理委託料につきましては、畜産総合普及センター、産直センターの方と地域食材供給センター、いわゆるレストランの方の建物の設備点検定期報告業務というのがありまして、こちらに係る委託料を村で支払っているものです。以上です。

委員長（平川重廣委員）

小野委員。

小野正幸委員

昨年度の予算から3万3,000円ほど減になっているというのは、その前年度の実績を踏まえての減と考えてよろしい、定期報告ということでございましたので、委託っていうことでしたので、そういうふうな考え方でよろしいのでしょうか。

委員長（平川重廣委員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。これは法定点検でございまして、業者さんの見積りによるものです。中身については業者さんの方でないと分からない、ということよろしいでしょうか。

委員長（平川重廣委員）

他にございませんか。

平田委員。

平田隆人委員

今、委託料のその下の第7款1項2目14節補修工事費なんですけども、今年もまたやられてるかと思うんですけども、また来年この計画は何年後まであるんですか。

それと、この補修工事費の1,664万9,000円、積算の根拠というのは、6年度単価で積算して、今年度発注すれば、単価を変えて発注するわけですか。

それと3点目。今年の発注時期はいつごろなって、工期何日ぐらいで見込んでやられたわけですか。

委員長（平川重廣委員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

お答えいたします。この舗装補修等工事ですが、産直センターの前、レストランと産直センターの間の駐車場が、舗装がボロボロになっているということで、令和6年度からやってるもので、この資金、財源はJRAの交付金を活用してやっているものです。JRAの交付金の額によってできる範囲が変わってきますので、今のところ令和7年度、8年度までかかる見込みになっております。以上です。

平田隆人委員

6年度の発注時期はいつであったんですか。

企画観光課長（浅利高年）

6年度は、発注そのものはですね、田んぼアートが終わってから発注してますので、10

月ごろでした。今後もその田んぼアートが終わってから発注する見込みですので、同じ時期になると思います。それから、単価ですけども、設計は予算要求のときに設計していますので、12月の時の単価で計算しております。以上です。

委員長（平川重廣委員）

平田委員。

平田隆人委員

今お聞きしたんですけども、6年度の舗装工事はまだ終わってないと思うんですけども。なぜ、まず2月工期、当初は2月工期なんですか。それを今年は雪が多いために工期延期したと思うんですけども。舗装工事って冬の期間は工事できないわけで、もっと早く、要するに発注して、年度内に遅くても12月10日頃までの工期が最終工期だと思うんですけども。もっと早く発注できないんですか。それは何かあってで10月発注なんですか。お伺いいたします。

委員長（平川重廣委員）

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

はい、お答えいたします。先ほど説明したとおり、第2田んぼアートのお客さんがいなくなっただけということ、10月発注にしております。ただ工期が延びたことに関しましては、委員おっしゃるとおり、雪が多く降ったことにもよりますけども、ちょっと内部での調整が、時間がかかりましてどこからどの辺まで今年度は舗装するかとかですね、そういった材料のところでもちょっと調整に時間がかかったところでもあります。以上です。

委員長（平川重廣委員）

平田委員。

平田隆人委員

田んぼアートって言いますが、工事の場所に田んぼアートと離れてるじゃないですか。別に田んぼアート見に来て、その工事が進まないとかそういうことではないと思うんですよ。ですから、8月に発注、9月に発注してでも、工期はあまり長く取れば業者がやらないで延ばし延ばしになって遅れるわけです。ですから、最低この舗装工事1,600万円の

工事費というのは、舗装というのは、2か月ぐらいあれば要するにできるかと。長くてですよ、2か月ぐらいあればできるかと思うんで。雪降る前に終わるような工事発注していただきたいと思うんですよ。その辺どうですか。

委員長（平川重廣委員）

平田委員。予算委員会ですので、予算に関する質問でよろしくお願いたします。

はい、答弁ある方。

企画観光課長。

企画観光課長（浅利高年）

先ほども申したとおり、田んぼアートの客さんがその場所を通りますので、なるべく危険のないように業者とも相談して早めに発注できるのであれば、発注していきたいと思えます。以上です。

委員長（平川重廣委員）

他にございませんか。

第8款土木費の質疑を願います。

第9款消防費の質疑を願います。

ございませんか。

第10款教育費の質疑を願います。

浅原委員。

浅原尚子委員

10款4項3目18節の弘前大学共同研究負担金についてお伺いします。この補助金の内容について詳しく教えていただきたいと思えます。

委員長（平川重廣委員）

生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤勝彦）

はい、お答えいたします。弘前大学共同研究負担金については、弘前大学と共同で行う垂柳遺跡の調査に関わる費用でございます。弘前大学と共同で調査することによって、短期間で効率的に整理、分類、展示までを行うもので、始まった調査でございます。令和7

年度については、展示の、田舎館村埋蔵文化財センターの展示のリニューアルの作業として、パネルの更新、映像データの更新、体験コーナーの設置と展示室、展示ケース内の照明をLED化する計画で、予算をつけております。以上です。

委員長（平川重廣委員）

はい、浅原委員。

浅原尚子委員

分かりました。ありがとうございます。

委員長（平川重廣委員）

小野委員、どうぞ。

小野正幸委員

10款2項1目12節委託料についてお伺いしたいと思います。通学バス業務委託料、これは増えているわけなんですけど、昨今の人件費の、人件費によるものと考えてよろしいでしょうか。

委員長（平川重廣委員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

はい、お答えいたします。令和6年度から7年度の予算で金額が増えたとしてということなんですけれども、これに関しては、人件費の増ということではなく、運行日数ですね。それが6年度から7年度に関して若干増えたものですから、その分で数パーセント増えたということでございます。以上です。

委員長（平川重廣委員）

小野委員。

小野正幸委員

人件費によるものではないということでしたが、人件費に関しては、プラスになる要素はないのでしょうか。それから、7年度については運行日数が変わるというお話でしたけ

れども、増えて変わるっていう、児童による変更、路線による変更、これらを考慮しての増なのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（平川重廣委員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

はい、お答えします。児童による変更、路線による変更とかはありません。その路線は変更ありませんので、その部分是一緒です。日数が6年度から7年度、繰り返すようですけれども、若干増えたので、その分で増えたということでございます。これに関しては、予算取りするときは業者から見積りもらっておりますので、その内容に関しては単価としては一緒だったということだったので、そういう人件費の増とか、そういうことではございません。それで数パーセント上がったと。以上です。

委員長（平川重廣委員）

他にございませんか。

小野委員。

小野正幸委員

ということは、普段の学校への通学以外に、例えば部活とか、そういうので日数、それ以外にかかるもので日数が増えたという考え方でよろしいんですかね。

委員長（平川重廣委員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

お答えいたします。年間を通して出校日といたしますか、その部分で6年度と7年度と比べて若干日数が増えたという、そういうことですので、内容的には変わらないということでございます。以上です。

委員長（平川重廣委員）

小野委員。

小野正幸委員

はい、ありがとうございます。今の通学バスについてなんですが、改めてこの契約については単年度更新でやっているのか。それとも、スパンを見てやっているのかお伺いしたいと思います。

委員長（平川重廣委員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

お答えいたします。単年度で契約しているものでございます。以上です。

委員長（平川重廣委員）

他にございませんか。

小野委員。

小野正幸委員

単年度ということでしたので、その都度契約に当たっては、皆さんから何社か集まっていたら、やられてるという考えでよろしいでしょうか。その中で契約をされているということ。

委員長（平川重廣委員）

これで終わります。

小野正幸委員

分かりました。よろしいです。

委員長（平川重廣委員）

他にございませんか。

小野委員。

小野正幸委員

同じく10款2項2目18節の負担金についてお伺いします。修学旅行費補助金。これについては、新規なものなのか、お伺いしたいと思います。

委員長（平川重廣委員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

はい、お答えいたします。これに関しては、令和7年度から実施する新規事業として予算計上をしているものです。以上です。

委員長（平川重廣委員）

小野委員。

小野正幸委員

この前、新聞さも出てました。小学校は3万円ということで、3万円の補助ということが出てましたけれども。これは全児童対象と考えてよろしいのでしょうか。特別に配慮してという、一律同じ金額でという考え方でよろしいのでしょうか。

委員長（平川重廣委員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

はい、お答えいたします。こちらに関しては、小学校6年生の児童に対して一律3万円を補助するものでございます。以上です。

委員長（平川重廣委員）

他にございませんか。

小野委員。

小野正幸委員

すいません。先ほどのは小学校です。次、中学校の方も同じようなことでございます。これについても、小学校と同じような考え方で新規でということで、よろしいですね。それと全生徒にということで考えてよろしいですね。

委員長（平川重廣委員）

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

お答えいたします。同様の考えです。以上です。

委員長（平川重廣委員）

小野委員。

小野正幸委員

同じく18節の中の県中体連等選手派遣費。これについてですが、この中には県中体連。県内における補助金、負担金なのか。東北大会と全国もあれば、そちらの方の金額も含まれていると考えてよろしいのでしょうか。

委員長（平川重廣委員）

暫時、休憩します。

午前9時43分

休憩を解き、再開いたします。

午前9時44分

学校教育課長。

学校教育課長（上田貴光）

はい、お答えいたします。先ほどの中体連の選手派遣費に関し、県の中体連の選手派遣費につきましては、これは県の中体連の大会に出た場合に対する補助金として、全国の大会に出た場合は、出たときに、そのときに予算を盛って対応するものでございます。以上です。

委員長（平川重廣委員）

他にございませんか。

小野委員。

小野正幸委員

それこそ、東北大会、全国大会、こちらの方へ行かれる生徒さん等々児童も含めているかと思います。その人たちが楽しんでやっていけるような、今、改めて設けるということでしたので、追加か何かで出してもらえるとという考え方で。今後ともやっぱり若い人たちをどんどんそういう気持ちで育ててもらえればなと思います。以上です。私の質問を終わります。

委員長（平川重廣委員）

第11款災害復旧費の質疑を願います。

第12款公債費の質疑を願います。

第13款予備費の質疑を願います。

給与費明細書の質疑を願います。

債務負担行為に関する調書の質疑を願います。

地方債に関する調書の質疑を願います。

財源構成調書の質疑を願います。

経費の性質別分析表の質疑を願います。

地方消費税交付金が充てられる経費調の質疑を願います。

議案第5号の第1条から第5条までの質疑を願います。

質疑はありませんか。

以上で、質疑を終結いたします。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

散会

委員長（平川重廣委員）

本日はここまでとし、3月10日午前9時から2日目の委員会を開き、引き続き予算案の

審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れ様でした。

午前9時48分 散会

令和7年第1回田舎館村議会定例会予算特別委員会記録

日 時 令和7年3月10日（月） 午前9時開会

付託案件

- 議案第5号 令和7年度田舎館村一般会計予算
- 議案第6号 令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計予算
- 議案第7号 令和7年度田舎館村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第8号 令和7年度田舎館村介護保険特別会計予算
- 議案第9号 令和7年度田舎館村農業集落排水事業会計予算
- 議案第10号 令和7年度田舎館村下水道事業会計予算
- 議案第11号 令和7年度田舎館村水道事業会計予算

出席委員（8名）

- 委員 阿 保 勇 人
- 委員 浅 原 尚 子
- 委員 中 山 勝 晴
- 委員 田 澤 隆
- 委員 小 野 正 幸
- 委員 平 川 重 廣
- 委員 品 川 正 人
- 委員 平 田 隆 人

欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|---------------------------------|---------|-----------|
| 村 | 長 | 品 川 新 一 |
| 副 | 村 | 長 金 枝 尚 明 |
| 教 | 育 | 長 工 藤 義 明 |
| 代 表 | 監 査 委 員 | 平 川 正 敏 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 | | 阿 保 則 雄 |
| 農 業 委 員 会 会 長 | | 白 戸 陽 平 |
| 総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | | 阿 保 春 仁 |
| 税 務 課 長 | | 佐々木 貴 詞 |

住 民 課 長	鈴木 勝
厚 生 課 長	竹 内 哲 也
産業課長兼農業委員会事務局長	工 藤 和 裕
建 設 課 長	中 村 甲 一 郎
企 画 観 光 課 長	浅 利 高 年
会計管理者兼会計課長	小 野 淳 也
学 校 教 育 課 長	上 田 貴 光
生 涯 学 習 課 長	佐 藤 勝 彦

出席事務局職員職氏名

事 務 局 長	相 坂 朱 美
主 査	福 士 貴 子

開会及び開議

委員長（平川重廣委員）

おはようございます。

ただいまの出席委員数は8名で、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

議案第6号 令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計予算

委員長（平川重廣委員）

議案第6号令和7年度田舎館村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

予算事項別明細書、歳入、第1款国民健康保険税の質疑を願います。

第2款使用料及び手数料の質疑を願います。

第3款国庫支出金の質疑を願います。

第4款県支出金の質疑を願います。

第5款財産収入の質疑を願います。

第6款繰入金の質疑を願います。

第7款繰越金の質疑を願います。

第8款諸収入の質疑を願います。

歳出、第1款総務費の質疑を願います。

第2款保険給付費の質疑を願います。

第3款国民健康保険事業費納付金の質疑を願います。

第4款保健事業費の質疑を願います。

第5款基金積立金の質疑を願います。

第6款諸支出金の質疑を願います。

第7款予備費の質疑を願います。

給与費明細書の質疑を願います。

議案第6号の第1条及び第2条の質疑を願います。

以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

議案第7号 令和7年度田舎館村後期高齢者医療特別会計予算

委員長（平川重廣委員）

議案第7号令和7年度田舎館村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

予算事項別明細書、歳入、第1款後期高齢者医療保険料の質疑を願います。

第2款使用料及び手数料の質疑をお願いいたします。

第3款繰入金の質疑を願います。

第4款繰越金の質疑を願います。

第5款諸収入の質疑を願います。

歳出、第1款総務費の質疑を願います。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金の質疑を願います。

第3款保健事業費の質疑を願います。

第4款諸支出金の質疑を願います。

第5款予備費の質疑を願います。

給与費明細書の質疑を願います。

議案第7号の第1条の質疑を願います。

以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

議案第8号 令和7年度田舎館村介護保険特別会計予算

委員長（平川重廣委員）

議案第8号令和7年度田舎館村介護保険特別会計予算を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

予算事項別明細書、歳入、第1款保険料の質疑を願います。

第2款使用料及び手数料の質疑を願います。

第3款国庫支出金の質疑を願います。

第4款支払基金交付金の質疑を願います。

第5款県支出金の質疑を願います。

第6款財産収入の質疑を願います。

第7款繰入金の質疑をお願いいたします。

第8款繰越金の質疑を願います。

第9款諸収入の質疑を願います。

歳出、第1款総務費の質疑を願います。

第2款保険給付費の質疑を願います。

第3款地域支援事業費の質疑を願います。

小野委員。

小野正幸委員

3款2項1目12節の委託料について、ちょっとお伺いしたいと思います。ここの家族介護支援事業。この事業内容と委託先をお教えいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長（平川重廣委員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。家族介護支援事業委託料ですけれども、内容については、家族介護の集いというものを年3回ほど開催してございますし、あと、お菓子の正しい飲み方というふうな形での集いを開催してございます。委託先については、社会福祉協議会の方に委託しております。以上です。

委員長（平川重廣委員）

他にありませんか。

小野委員。

小野正幸委員

今の社協への委託先ということをお伺いしました。その根拠となるものは、今の薬であったり集いであったりということで、理解してよろしいですね。はい。ということで、1回あたりの集いとかっていうのを年3回というふうな形、それから今の薬の正しい飲み方とかっていうそういう予防的なもの、これらについての予算1回あたりの予算って言えばいいんでしょうか、まとめたの金額だとは思いますが、そこいらもちょっと教えていただければと思います。

委員長（平川重廣委員）

小野委員、大変申し訳ございませんが、発言のときはマスクをちょっと外していただかないと聞こえないところがありますので、よろしくお願いします。

もう一度。

小野正幸委員

先ほどのお話の中で、家族支援、家族の集いとかというこれは年3回。それから、薬の正しい飲み方というふうな形で催されているわけなんですけど、これは利用年3回ないし4回という考え方で、いいでしょうかね。それと、1回当たりのこの予算を出すにあたって、根拠となるものがあつたと思うんですが、それらをちょっと教えていただきたいということです。

小野正幸委員

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。回数については3回ほどということと、予算について20万円の内容ですけども、消耗品に5万円。あと、備品費用に3万円。あと、介護教室参加費損害保険料ということで9,000円。あと、講師謝礼1万円、パンフレット代2万円、切手・電話料2万円、会場使用料5,000円。あと、送迎委託費っていうことで、3回で5万4,000円と振込手数料を2,000円ということで、合計20万円の予算で計上してございます。以上で

す。

委員長（平川重廣委員）

他にございませんか。

小野委員。

小野正幸委員

はい、そうすれば次。同じく3款2項3目12節委託料についてもちょっとお伺いしたいと思います。ここの中に、委託先3件ございます。先ほどと同じく、ちょっとおおまかに事業内容をお話していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長（平川重廣委員）

厚生課長。

厚生課長（竹内哲也）

はい、お答えいたします。まず一つ、認知症初期集中支援推進事業委託料ですが、これは社協の方に委託してございまして、定例会や検討委員会を開催してございます。愛成会病院等でも行ってございます。

認知症地域支援ケア向上事業委託料については、これも社協の方へ委託してございまして、認知症者サポート養成講座やケアパスの作成配布。ケアパスというのは認知症を分かりやすく、作った冊子のことでございます。

次に、認知症カフェの事業委託料ですけれども、これも社協の方に委託してございまして、生活支援コーディネーターや保健師、社会福祉士等を招いて会合を開いてございます。以上です。

委員長（平川重廣委員）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、第4款に入ります。

第4款基金積立金の質疑を願います。

第5款諸支出金の質疑を願います。

第6款予備費の質疑を願います。

給与費明細書の質疑を願います。

議案第8号の第1条及び第2条の質疑をお願いいたします。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

議案第9号 令和7年度田舎館村農業集落排水事業会計予算

委員長（平川重廣委員）

議案第9号令和7年度田舎館村農業集落排水事業会計予算を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

予算実施計画、収益的収入及び支出の質疑を願います。

資本的収入及び支出の質疑を願います。

令和7年度予定キャッシュ・フロー計算書の質疑を願います。

債務負担行為に関する調書の質疑をお願いいたします。

令和7年度予定貸借対照表の質疑を願います。

令和6年度予定損益計算書の質疑を願います。

令和6年度予定貸借対照表の質疑を願います。

議案第9号の第1条から第6条までの質疑を願います。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

議案第10号 令和7年度田舎館村下水道事業会計予算

委員長（平川重廣委員）

議案第10号令和7年度田舎館村下水道事業会計予算を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

予算実施計画、収益的収入及び支出の質疑を願います。

令和7年度予定キャッシュ・フロー計算書の質疑を願います。

給与費明細書の質疑を願います。

債務負担行為に関する調書の質疑を願います。

令和7年度予定貸借対照表の質疑を願います。

令和6年度予定損益計算書の質疑を願います。

令和6年度予定貸借対照表の質疑を願います。

議案第10号の第1条から7条までの質疑を願います。

質疑はないものと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はないものと認めます。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

御異議ないものと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

議案第11号 令和7年度田舎館村水道事業会計予算

委員長（平川重廣委員）

議案第11号令和7年度田舎館村水道事業会計予算を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

予算実施計画、収益的収入及び支出の質疑を願います。

資本的収入及び支出の質疑を願います。

令和7年度予定キャッシュ・フロー計算書の質疑を願います。

給与費明細書の質疑を願います。

令和7年度予定貸借対照表の質疑を願います。

令和6年度予定損益計算書の質疑を願います。

令和6年度予定貸借対照表の質疑を願います。

議案第11号の第1条から第9条までの質疑を願います。
質疑はないものと認めます。
これより、討論に入ります。
討論はないものと認めます。
これより、議案第11号を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
御異議ないものと認めます。
よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

委員長（平川重廣委員）

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。
なお、本委員会の委員会審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願います。
閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。委員各位には、2日間に渡り、終始熱心に節度ある、慎重な御審議を賜りまして厚くお礼を申し上げます。
また、理事者並びに説明員各位におかれましても、審査の円滑な運営に御協力いただき、改めてお礼を申し上げます。
本日の委員会をもちまして、本委員会の日程を全部終了したわけでございますが、皆様の御指導、御協力と、付託されました全議案を原案のとおり可決できましたことに、深く感謝申し上げ、誠に簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

閉会

委員長（平川重廣委員）

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午前9時48分 閉会

署名

田舎館村議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

臨時委員長 平 川 重 廣

予算特別委員長 平 川 重 廣